

< 森林法による立木の伐採に係る事務手続 >

地域森林計画の対象民有林ですか？

伐採する森林が対象かどうかは、市森林ふれあい課にお問合せください。

届出不要

対象森林でない

対象森林である

保安林

保安林以外

届出書・報告書の提出先

秦野市役所 環境産業部 森林ふれあい課
(市役所西庁舎 1階)

〒257-8501 秦野市桜町 1-3-2

TEL0463-82-9631

保安林内で立木を伐採する場合は、許可や届出が必要です。

伐採する森林が保安林かどうかや詳しい手続きについては、湘南地域県政総合センター森林課でご確認ください。

伐採目的は
開発のためですか？ 林業活動ですか？

開発目的

林業開発

開発面積は？

森林経営計画の認定を受けていますか？

1 ha (10,000 m²)
を超える

1 ha 以下

いいえ

はい

事前に (伐採開始日の前 90~30 日)

事後に (伐採または造林の後 30 日以内)

森林法第 10 条の 8 第 1 項による①「伐採及び伐採後の造林の届出書」

伐採完了後 30 日以内

森林法第 10 条の 8 第 2 項による②「伐採に係る森林の状況報告書」

造林完了後 30 日以内

森林法第 10 条の 8 第 2 項による③「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」

林地開発許可が必要です。

詳しい手続きについては、湘南地域県政総合センター森林課でご確認ください。

間伐する場合には②・③提出不要

伐採後森林以外に転用する場合には③提出不要